

伊丹市新庁舎整備事業 実施方針

平成31年(2019年)1月

伊 丹 市

目次

第1 実施方針の定義	1
第2 本事業の概要	2
1 対象となる公共施設の概要	2
2 公共施設の管理者の名称	4
3 発注方式	4
4 本事業の業務範囲	4
5 契約期間	5
6 工事スケジュール（予定）	5
7 アドバイザリー業務委託（実施設計監修、工事監理）	6
第3 事業者の募集及び落札者選定に関する事項	7
1 募集及び選定の方法	7
2 募集及び選定のスケジュール	7
3 募集手続等	8
4 入札参加者の備えるべき参加資格要件	10
5 落札者等の選定	16
6 提示条件	18
第4 その他本事業の実施に関し必要な事項	19
1 情報の公表	19
2 担当部局	19
3 問合せ・メール等について	19

第1 実施方針の定義

この実施方針は、伊丹市新庁舎整備事業（以下、「本事業」という。）を実施するにあたり、民間の技術的能力を活用して効果的かつ効率的に施設を整備するために、広く本事業の概要等を周知し、伊丹市（以下、「市」という。）と民間事業者（以下、「事業者」という。）との間での十分な意思疎通を図り、本事業に対する考え方に齟齬が生じないようにすることを目的として定める。また、本実施方針は平成30年（2018年）12月26日付の実施方針（案）に関する意見・質問の回答に補完されるものとする。尚、本事業は表-1に示すフェーズ1からフェーズ4まで計画されている。

【表-1】

	工事内容	想定時期	区分
フェーズ1	特別高圧等インフラ整備工事	平成31年（2019年）4月～ 2020年（平成32年）1月	別途
	現庁舎北側市道千僧4148号線一部 廃道工事	2020年（平成32年）1月～ 2020年（平成32年）6月	対象
	現庁舎北側緑地解体・造成工事	2020年（平成32年）1月～ 2020年（平成32年）6月	対象
	現庁舎下水配管整備工事	2020年（平成32年）1月～ 2020年（平成32年）6月	対象
フェーズ2	新庁舎本体新築工事	2020年（平成32年）7月～ 2022年（平成34年）9月	対象
	新庁舎本体周辺外構整備工事 （バス停移設・バスベイ新設工事 を含む）	2022年（平成34年）7月～ 2022年（平成34年）9月	対象
フェーズ3	現庁舎解体工事	2022年（平成34年）12月～ 2024年（平成36年）2月	対象
	現庁舎地下改修・整備工事 新立体駐車場新設工事	2024年（平成36年）3月～ 2024年（平成36年）8月	対象
	現庁舎立体駐車場改修工事	2024年（平成36年）3月～ 2024年（平成36年）8月	対象
フェーズ4	周辺道路改良工事	2024年（平成36年）9月～ 2025年（平成37年）3月	対象
	環境ルーフ・市民広場等外構工事	2024年（平成36年）9月～ 2025年（平成37年）3月	別途

第2 本事業の概要

1 対象となる公共施設の概要

(1) 計画敷地概要

計画敷地の概要を以下に示す。また、現庁舎周辺状況については、図-1及び表-2に示す。

所在地 : 伊丹市千僧1丁目1番地他

敷地面積 : 現況 19,958.78㎡

用途地域 : 準住居地域 ・ 第2種住居地域

建ぺい率 : 60%

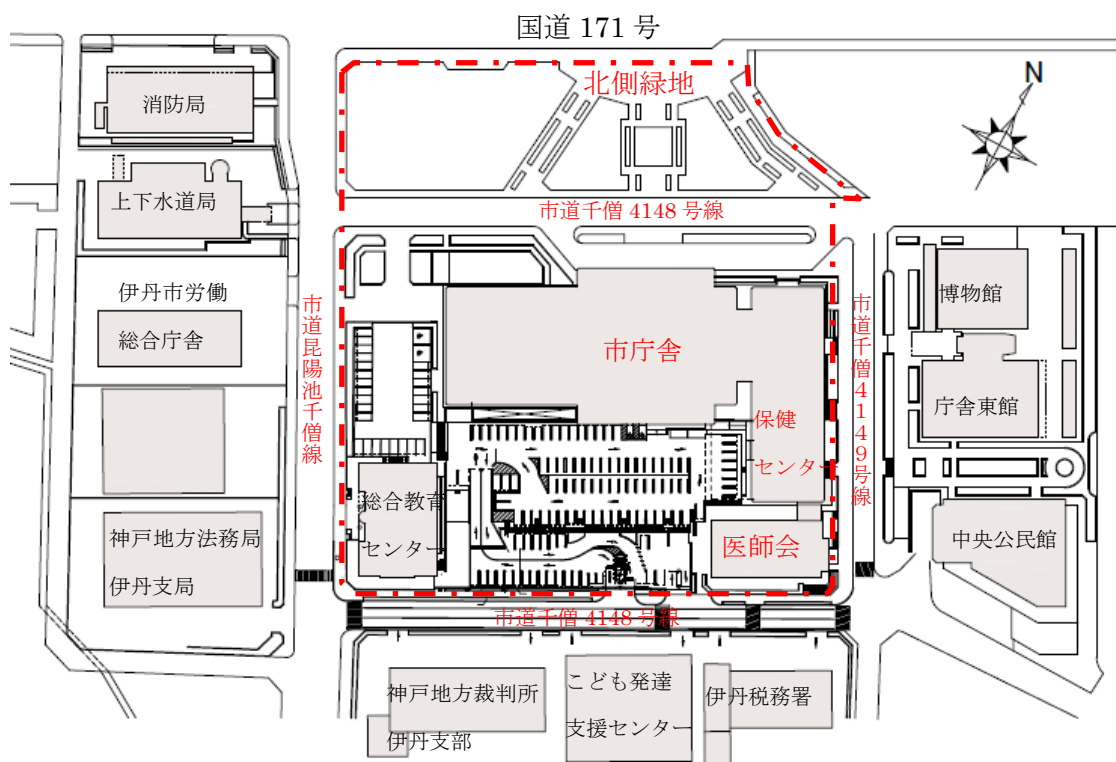
容積率 : 200%

日影規制 : 4時間 - 2.5時間 (測定面高さ+4.0m)

高度地区 : 第3種高度地区 (全域)

防火地域 : 法第22条区域

【図-1】



【表-2】

名称	建築年	階数	延床面積	構造
市庁舎	昭和 47 年 (1972 年)	地上 7 地下 2	21,220 m ²	SRC
保健センター	昭和 60 年 (1985 年)	地上 3	1,496 m ²	RC
総合教育センター	平成 6 年 (1994 年)	地上 6	3,148 m ²	RC
医師会	昭和 60 年 (1985 年)	地上 3 地下 1	833 m ²	RC

(2) 整備施設概要

現在の庁舎は、昭和 47 年 (1972 年) に建築されてから 46 年が経過し、耐震性不足と老朽化が喫緊の課題である中、庁舎の耐震補強や建て替えに関して検討した結果、現位置での建て替えが最も優位であると判断し、2021 年度 (平成 33 年度) ~2030 年度 (平成 42 年度) の間に検討を行うスケジュールとしていた。

しかしながら、平成 28 年 (2016 年) 4 月に発生した熊本地震では、当該地域の庁舎等が被災し、災害対応に遅れが生じたことを踏まえ、本市は、災害復興の拠点施設となる庁舎機能の業務継続の重要性を改めて認識し、また、来庁者や職員等の安全性を確保するため、スケジュールの前倒しを決断し、2020 年度 (平成 32 年度) に建設工事に着工し、2022 年度 (平成 34 年度) からの新庁舎での業務開始を目指すこととした。

新庁舎整備に求める基本的な考え方として、「伊丹市新庁舎整備基本計画」(平成 30 年 (2018 年) 3 月) に「市民の安全・安心な暮らしを支え 夢と魅力があふれる庁舎」を基本理念として定め、この基本理念を実現するため、表-3 のとおり、4 つの基本方針と 12 の基本項目を定めている。

【表-3】

基本方針	基本項目
1. 安全・安心の庁舎	1) 耐震安全性
	2) 災害時の業務継続機能
2. 多機能で誰もが利用しやすい庁舎	1) ユニバーサルデザイン
	2) 窓口機能
	3) 情報発信機能の充実
3. 環境に配慮した庁舎	1) 環境先進性
	2) ライフサイクルを通じた環境負荷低減
	3) エネルギーマネジメント

	4) 環境共生
4. 質の高い行政サービスを実現する庁舎	1) 可変性
	2) 保全性
	3) 機能性・防犯性

本事業は、この新庁舎整備の基本的な考え方を踏まえ平成30年度（2018年度）に策定する基本設計をもとに、新庁舎の整備を行うものである。現在、基本設計における新庁舎の計画概要は、表-4に示すとおりであり、詳細は別添「伊丹市新庁舎整備事業要求水準書（案）」で示す。

【表-4】

施設名	主要用途	建築面積	延床面積	階数	高さ	構造
新庁舎	庁舎	4,421.24㎡	20,961.19㎡	地上6 地下1	27.65m	S造 免震
環境ルーフ	屋根テラス	1,103.69㎡	1,720.22㎡	地上1	6m	S造
市民広場地下	地下倉庫等	3,524.46㎡	4,576.44㎡	地下1	—	RC造

2 公共施設の管理者の名称

伊丹市長 藤原 保幸

3 発注方式

本事業の発注方式は、市が実施した新庁舎等の基本設計に対して、品質・性能を向上させる又は工事費等を低減するための技術提案（以下、「VE 提案」という。）を受け、事業者が新庁舎等の実施設計、新庁舎等の建設、既存施設等の解体撤去等を一括して行う「基本設計先行型 設計・施工一括発注（DB）方式」とする。

4 本事業の業務範囲

（1）調査・設計業務

- ① 現地調査（電波障害調査（事前・事後）、周辺家屋影響調査、地下水影響調査、敷地測量（事後）、その他事業者が必要と判断して行う調査）
- ② 新庁舎等の整備に関する実施設計
- ③ 既存施設（現庁舎・保健センター・医師会）の解体撤去に関する実施設計
- ④ 現庁舎の地下利用改修に関する実施設計
- ⑤ 環境ルーフに関する実施設計
- ⑥ 新立体駐車場新設に関する実施設計
- ⑦ 外構整備等（既存駐車場改修含む）に関する実施設計
- ⑧ 上記業務に伴う許認可業務（開発によるバスベイ移設の計画通知含む）

- (2) 新庁舎等の建設工事業務
 - ① 新庁舎の建設工事
 - ② 新庁舎周辺の外構工事
- (3) 新庁舎整備に係る開発工事業務（都市計画法第29条許可工事）
 - ① 新庁舎建設地（北側緑地及び既存庁舎西側駐車場）の解体・造成工事
 - ② 現庁舎の下水道配管整備工事（北側配管部）
 - ③ 廃道（市道千僧4148号線一部）工事
 - ④ 周辺道路（市道昆陽池千僧線、市道千僧4148号線一部及び市道千僧4149号線）の改良工事
 - ⑤ バス停（裁判所前2）の移設工事及びバスベイの新設工事
 - ⑥ 立体駐車場の建設工事
 - ⑦ その他、都市計画法及び伊丹市宅地開発等指導要綱にかかる整備工事
- (4) 既存施設の解体工事
 - ① 現庁舎の解体工事
 - ② 保健センターの解体工事
 - ③ 医師会の解体工事
- (5) 現庁舎の地下利用改修業務
 - ① 現庁舎の地下・広場躯体の整備工事
- (6) その他関連業務
 - ① 関連事業との連絡調整
 - ② 資料等の作成

5 契約期間

本事業の契約期間は、契約の締結日（2019年（平成31年）6月下旬）からその他関連業務の完了日（2025年（平成37年）3月下旬予定）までとする。

6 工事スケジュール（予定）

工事にあたってのスケジュールは、国の財政支援の期限により、概ね表-5のとおりとするが、事業全行程の完了（引渡し）を2024年度（平成36年度）内とする。

【表-5】

契約締結	2019年（平成31年）6月下旬頃
実施設計	2019年（平成31年）7月～ 2020年（平成32年）12月頃 ※新庁舎建設工事の実施設計は 2019年（平成31年）7月～ 2020年（平成32年）6月

現庁舎北側市道千僧4148号線一部廃道工事	2020年（平成32年）1月～ 2020年（平成32年）6月 ※2019年度（平成31年度）伊丹市本議会9 月定例会にて廃道承認を経て、12月より 廃道公示（想定）
現庁舎北側緑地解体・造成工事	2020年（平成32年）1月～ 2020年（平成32年）6月
現庁舎下水配管整備工事	2020年（平成32年）1月～ 2020年（平成32年）6月
伊丹市新庁舎本体新築工事	2020年（平成32年）7月～ 2022年（平成34年）9月末頃
新庁舎本体周辺外構整備工事 （バス停移設・バスベイ新設工事を含む）	2022年（平成34年）7月～ 2022年（平成34年）9月末頃
新庁舎引渡し（完成通知）	2022年度（平成34年度）内 ※移転引越しは2022年（平成34年）11月 頃を想定
関連事業との連絡調整	本事業完了まで
現庁舎解体工事	2022年（平成34年）12月～ 2024年（平成36年）2月頃
現庁舎地下改修・整備工事 新立体駐車場新設工事	2024年（平成36年）3月～ 2024年（平成36年）8月頃
現庁舎立体駐車場改修工事	2024年（平成36年）3月～ 2024年（平成36年）8月頃
周辺道路改良工事	2024年（平成36年）9月～ 2025年（平成37年）3月頃
資料等の作成	2025年（平成37年）3月末まで

※その他、関連事業・工事等との調整は随時行うこととする。

瑕疵担保点検（新庁舎）	1年後点検：2023年（平成35年）9月 2年後点検：2024年（平成36年）9月 ※新庁舎完成・引渡し以降の工事については、 完成・引渡し後に応じて点検時期を定める ものとする
-------------	---

7 アドバイザリー業務委託（実施設計監修、工事監理）

本事業における実施設計監修及び工事監理については、基本設計委託業務受注者であ

る株式会社隈研吾建築都市設計事務所がアドバイザー業務として受注することを予定している。当受注者の協力者は本事業には応募できないものとする。

第3 事業者の募集及び落札者選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

募集及び選定にあたっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係る対価及び提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）を採用する。

2 募集及び選定のスケジュール

募集及び選定にあたってのスケジュールは、概ね次表のとおりとする。

日程		内容
平成31年 (2019年)	1月31日(木)頃	入札公告、入札説明書等の公表
	1月31日(木)～2月12日(火)頃まで	・入札説明書等に関する質問の受付 ・現場踏査の申し込みの受付
	2月13日(水)～18日(月)頃まで	・個別対話の申し込みの受付 ・現場踏査の実施(予定)
	2月28日(木)頃	入札説明書等に関する回答の公表
	3月6日(水)～8日(金)頃まで	VE提案に関する事前確認書の提出 (個別対話参加者のみ)
	3月13日(水)～15日(金)	個別対話の実施
	3月20日(水)	個別対話に関する回答の公表
	3月25日(月)～28日(木)頃まで	入札参加表明書等の受付(一次審査)
	4月1日(月)頃	資格審査結果の通知
	4月5日(金)～9日(火)頃まで	VE提案の受付
	4月15日(月)頃	VE提案審査結果の通知
	4月22日(月)～5月17日(金)頃まで	提案書の受付
	5月17日(金)頃	入札及び開札
	5月24日(金)頃	ヒアリング審査
	6月5日(水)頃	落札者等の決定・公表 審査講評の公表
	6月7日(金)頃	仮契約締結

6 月下旬頃	市議会議決後、本契約締結
--------	--------------

3 募集手続等

(1) 入札説明書等の公表

市は、平成31年（2019年）1月31日（木）頃に入札説明書、基本設計説明書、基本設計図を公表する。

(2) 入札説明書等に関する質問の受付

市は、平成31年（2019年）1月31日（木）～2月12日（火）頃に入札説明書等に関して質問の受付を行うとともに、質問への回答を行う。なお、質問の受付方法については、入札説明書等とともに市のホームページにて公表する。

(3) 現場踏査の実施

入札参加における積算のため、現庁舎敷地内、現庁舎及び保健センター等についての現場踏査を平成31年（2019年）2月13日（水）～2月18日（月）頃を開催する予定である。その他、現場踏査の申込方法等については、入札説明書等とともに市のホームページにて公表する。

なお、現場踏査では入札に係る要件、評価、審査及び提案内容に関する質問等は一切受け付けません。

(4) 個別対話の実施

本事業への入札参加を希望する事業者（以下、「入札参加希望者」という。）を対象に、本事業の目的や求める要求水準への理解を深めること、VE 提案に関する事前確認等を目的として個別対話を実施する。

なお、個別対話でなされた質疑応答内容は、入札参加希望者の個別の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの、その他、個別対話を実施した入札参加希望者と協議によるものを除き、入札説明書等に関する回答とあわせて公表する。また、個別対話へ参加した者の事業者名は公表しないものとする。

ア) 個別対話への参加が可能な者

次の事項を全て満たす事業者について、個別対話の参加を可能とする。

(i) 入札参加希望者

(ii) 個別対話の実施日に、「第3-4-(2)-イ)-(ii) 建設企業」の(b)から(f)の要件すべてを満たしている、又は満たす予定の事業者

イ) 実施時間等の確定

個別対話の実施時間等については、参加申込のあった事業者すべてに別途連

絡する。

ウ) その他の条件

- (i) 単独での参加の場合は、個別対話の実施日に代表企業資格を有する（又は満たす予定）事業者に限る。
- (ii) 個別対話の実施日に代表企業資格を有する（又は満たす予定）事業者を含む複数事業者から成るグループでの参加も可とする。
- (iii) 個別対話への参加は、入札参加希望者の任意とし、個別対話への参加の有無は正式なVE提案審査における採否には影響しない。

(5) 入札説明書等及び個別対話に関する回答の公表

入札説明書等の記載内容に関して質問の受付及び回答の公表を行うものとする。質問受付の具体的な日程、方法等については、入札説明書において提示する。

(6) 入札参加表明書等の受付及び資格審査結果の通知

入札参加希望者は、本事業に関する入札参加表明書及び参加資格審査に必要な書類を提出すること。資格審査の結果は、すべての入札参加希望者に通知する。入札参加表明書等の受付及び資格審査の具体的な日程、受付の方法、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札説明書において提示する。なお、資格審査を通過しなかった入札参加希望者は、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

(7) VE提案の受付及びVE提案審査結果の送付

資格審査に通過した事業者（以下、「資格審査通過者」という。）がVE提案を行う場合は、VE提案に関する提出書類を提出すること。VE提案の提出方法、必要な書類の詳細等については、入札説明書において提示する。

VE提案審査の結果は、VE提案を提出した資格審査通過者に、書面（VE提案審査結果通知書）により平成31年（2019年）4月15日（月）頃を目処に、電子メールと郵送で発送する。

(8) 提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する計画内容を記載した提案書の提出を求める。提案書の提出の時期、提出の方法、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書において提示する。

(9) 入札及び開札

提案書に基づいた入札書の提出を求める。入札書の提出の時期、提出の方法、

入札に必要な書類の詳細等については、入札説明書において提示する。

4 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者等の構成

ア) 入札参加者の定義

入札に参加する者（以下、「入札参加者」という。）の構成については、次のとおりとする。

- (i) 市の求める性能を確保した上で本事業を実施することができる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する単独又は複数の企業（以下、「構成企業」という。）により構成されるものとする。
- (ii) 新庁舎整備等の実施設計を行う企業（以下、「設計企業」という。）、既存施設の解体撤去及び新庁舎等を建設する企業（以下、「建設企業」という。）により構成されるものとする。なお、入札参加者が単独企業である場合、入札参加者の備えるべき参加資格要件を単独で全て満たすこと。
- (iii) 構成企業から直接業務の一部を受託し又は請け負う者は協力企業とする。

イ) 代表企業の選定

- (i) 建設企業（単体）又は特定建設工事共同企業体（以下、「JV」という。）建設JVの代表構成企業（「第3-4-(2)-イ)-(ii)建設企業」で規定するJVの代表構成企業）を入札参加者の代表企業とし、入札参加表明時の一次審査（入札参加資格審査）に関する提出書類にて明らかにするものとする。
- (ii) 代表企業は、本入札への応募手続きや落札者となった場合の契約協議など市との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成企業の債務すべてについて責任を負うものとする。なお、構成企業が負担する責任の詳細については、工事（設計・施工）請負契約書（案）（以下、「請負契約書（案）」という。）において提示する。
- (iii) 代表企業は、契約締結後速やかに、設計業務及び建設業務の本事業に関連する全業務を統括する統括代理人を選定し、本業務に専任させること。原則として、提案書において提案した者を統括代理人に選定すること（ただし、当該統括代理人が病休・死亡・退職等特別な事情により、その者を配置できない場合には、その者と同等の能力を有する者を選定すること。）
- (iv) 統括代理人は、入札参加表明書の受付日から起算して過去3カ月以上の直接かつ恒常的な雇用関係がある者とする。
- (v) 統括代理人は、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、本事業の主旨及び内容を総括的に理解し、誠実かつ責任感ある者を選定すること。
- (vi) 統括代理人は、現場代理人又は監理技術者を兼ねることができる。

- (vii) 統括代理人は、本事業全ての期間を通じて従事すること。尚、統括代理人以外の提案書において提案した施工業務の配置予定技術者（現場代理人及び管理技術者と施工担当技術者）は、新庁舎本体新築工事期間を対象とし、それ以外の期間の変更は可能とする。

ウ) 複数応募の禁止

- (i) 構成企業及び構成企業と資本関係又は人的関係のある者（※）は、他の入札参加者の構成企業になることはできないものとする。

(※) 資本関係のある者

次のいずれかに該当する者。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下、同じ。）

若しくは子会社的一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下、「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

- (a) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下、同じ。）と子会社の関係にある場合

- (b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(※) 人的関係のある者

次のいずれかに該当する者。ただし、(c)については、会社的一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

- (c) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下、同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

- (d) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(2) 入札参加者の参加資格要件

ア) 構成企業の共通参加資格要件

全ての構成企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

- (i) 伊丹市指名停止基準に基づく指名停止期間中の者
- (ii) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- (iii) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として

使用する者

- (iv) 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者
- (v) 市が平成30年（2018年）5月11日に委託契約を締結している「伊丹市新庁舎整備工事基本設計委託業務」に関与した者及び当事業者と資本関係又は人的関係のある者（「第3-4-(1)-ウ）複数応募の禁止」を参照）
- (vi) 次のいずれかに該当する者
 - (a) 法人でない者
 - (b) 次のいずれかに該当する者
 - ・ 旧会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
 - ・ 民事再生法（平成12年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
 - ・ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者
 - ・ 旧破産法（大正11年法律第71号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正11年法律第72号）に基づき和議開始の申立てがなされている者
 - (c) 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人
 - ・ 成年後見人若しくは被補佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - ・ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - ・ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ・ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代

理人が上記のいずれかに該当する者

- (d) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する法人
- (e) 親会社等（資本関係又は人的関係にある者）が(b)から(d)までのいずれかに該当する法人

イ) 構成企業の個別参加資格要件

構成企業は、参加表明書の受付日において、それぞれ次に掲げる要件をすべて備えていることとする。

(i) 設計企業

<設計企業が1者の場合>

設計企業は次の(a)から(d)の要件をすべて満たしていることとする。
なお、建設企業が設計企業を兼ねることも可とする。

<設計企業が複数の場合>

複数の者が設計業務を分担する場合は、主たる設計企業(1者)は(a)から(d)の要件をすべて満たすこととし、主たる設計企業以外の者(以下、「その他設計企業」という。)は(a)及び(b)の要件を満たすこととする。

- (a) 平成30年度伊丹市入札参加資格者名簿(以下、「資格者名簿」という。)の「測量コンサル事業者」に登録されていること。ただし、「土木一式」又は「建築一式」に登録されている場合も認める。
- (b) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- (c) 「延床面積20,000㎡以上の免震構造の新築工事」及び「延床面積20,000㎡以上の庁舎又は事務所の新築工事」(以下、参加資格要件工事という。)の実施設計の実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去15年間に竣工したものに限り、(同日において工事中であるものを含む。以下同じ。)
- (d) 設計企業と入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である管理技術者(設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。)を配置できること。

(ii) 建設企業

建設企業は、単体又はJVとする。単体で応募する場合には(b)から(f)の要件を全て満たすこと。

JVを組成する場合には次の(a)の要件を満たすこととし、代表者である代表構成員は(b)から(f)の要件をすべて満たし、その他の構成員は

(b) から (e) の要件をすべて満たしていること。

(a) JV の構成員のいずれもが平成30 年度資格者名簿の「土木一式」又は「建築一式」に登録されている場合は甲型JV（以下、「共同施工方式」という。）、それ以外の場合は乙型JV（以下、「分担施工方式」という。）とする。共同施工方式の場合、①及び②の要件をすべて満たしていることとする。分担施工方式の場合、①の要件を満たすこととし、構成員の数及び分担工事額はグループの提案に委ねる。

なお、代表構成員は、共同施工方式の場合は出資比率が最大の単独の構成員、分担施工方式の場合は当該JVが定めた単独の構成員とする。

① JV の構成員数は2 者又は3 者であること。

② 1 構成員当たりの出資比率は、構成員数が2 者の場合は30%以上、3 者の場合は20%以上であること。

※共同施工方式、分担施工方式の詳細は国土交通省ホームページ

「http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000101.html」を参照。

(b) 単体若しくはJVを組成する代表構成員は、資格者名簿の「土木一式」、「建築一式」に登録していること。また、JVの構成員は、資格者名簿の「土木一式」、「建築一式」、「電気」、「管」のうち、当該構成員が実施する工事に対応した工種（以下、「対象工種」という。）に登録していること。

(c) 単体又はJV の構成員は建設業法別表第1 の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、資格登録名簿の対象工種に該当する種類（「土木一式工事」、「建築一式工事」、「電気工事」又は「管工事」）について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。

(d) 建設業法第26 条に基づく監理技術者又は主任技術者を、工事着手届の提出後、専任かつ常駐で配置すること。配置する監理技術者は、次の要件を満たすこと。なお、落札後に実際に配置する技術者を変更する場合は、別途市と協議すること。

① 単体又はJV 代表構成員は、建設業法第27 条の18 第1 項の規定による建築工事業にかかる監理技術者資格者証を有し、建設業法第26 条第4 項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

② 分担施工方式の場合、その他構成員の配置する監理技術者は、担当工事に必要な建設業法第27 条の18 第1 項の規定による監理技術者資格者証を有し、建設業法第26 条第4 項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去3

カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

(e) 「建築一式工事」について、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評定値が、1,600点以上であること。

(f) 参加資格要件工事の施工の実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去15年間に竣工したもので、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされたものであること。なお、JVとして有する工事实績については、以下の場合には実績を有しているとみなす。

- ・ 構成員数2者のJVで、30%以上の出資比率がある場合
- ・ 構成員数3者のJVで、20%以上の出資比率がある場合

ウ) 市内事業者に対する契約に関する事項

市内建設業者、市内設計業者、又は建設・設計以外の業務を行う事業者で営業所又は製造所を伊丹市内に有する者（以下、これらを総称して「市内事業者」という。）の協力業者への出資額、各構成員の分担工事額又は市内事業者が協力企業として契約した金額の合計額（以下、「市内事業者契約額」という。）については技術提案で提出される総額以上とすること。

エ) 参加表明書の受付日以降の取扱

入札参加資格を有すると認められた入札参加者の構成企業が、参加表明書の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- (a) 参加表明書の受付日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成企業に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該入札参加者は原則として失格とする。
- (b) 落札者決定日の翌日から契約の締結にかかる議会の議決日までの間（仮契約締結前）において、落札者の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合、市は落札者と契約を締結しない場合がある。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

(3) 入札参加に関する留意事項

ア) 最低制限価格等

最低制限価格は設定しない。

低入札価格調査を実施する。尚、低入札価格調査に関する要領は入札公告時に公表する。

イ) 入札保証金

入札保証金は免除する。

ウ) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類に関する著作権、特許権の取り扱いは、次に示すとおりとする。

(i) 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、市は提案書の一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

(ii) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。ただし、市が、工事材料、施工方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が費用を負担する。

エ) 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、入札参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

オ) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

カ) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

キ) 使用言語及び単位、時刻

入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5 落札者等の選定

(1) 落札者等の選定方法

落札者及び次点落札候補者※（以下、「落札者等」という。）の選定方法は、各入札参加者からの本事業の実施に係る対価（以下、「入札価格」という。）のほか、設計及び建設に関する技術やノウハウが求められることから、提案書の提案内容等について総合的に評価する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）を採用する予定である。

※次点落札候補者：総合評価一般競争入札方式において、落札者となった入札参加者の次に総合評価結果が高かった者。

(2) 選定委員会の設置

市は、提案内容の審査に関して、公正性及び透明性を確保した上で、幅広い専門的見地からの意見を参考とするために、学識経験を有する者等 6 名により構成される伊丹市新庁舎整備事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会からの意見聴取は地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づく学識経験を有する者の意見聴取を兼ねることとする。なお、選定委員会は、伊丹市情報公開条例第 7 条第 4 号により非公開とし、委員名は落札者の決定後にとりまとめる審査講評の公表時にあわせて公表する。

(3) 審査の内容

ア) 審査の内容

選定委員会において、落札者決定基準（案）に基づき、入札価格及び提案内容を総合的に評価し、落札者等候補として選定する。

イ) 審査事項

審査項目は、落札者決定基準（案）を参照すること。

ウ) 落札者等の決定

市は、選定委員会による落札者等候補の選定に関する意見を踏まえ、落札者等を決定する。

エ) 審査結果及び評価公表

市は、選定の結果について落札者の決定後に「審査講評」「入札参加者」「落札者等」等を市のホームページにおいて公表する。

(i) 落札者等の公表

市が落札者等を決定した場合は、全ての入札参加者に対して当該入札参加者の合否について通知するとともに、審査の結果はホームページを通じて公表する。

(ii) 落札の無効

伊丹市契約に関する規則第 9 条に定めるもののほか、一般競争入札参加資格確認申請書、その他の提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その落札は、無効とする。

(iii) 審査講評の公表

市は、落札者等の決定にあわせて、審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を公表する。

(iv) 事務局

選定委員会の事務局は、伊丹市安全・安心施策推進班とする。

6 提示条件

(1) 市の支払いに関する事項

受注者は、本事業の実施に係る一切の費用を、市から支払いのあるまでの間、負担することとし、市は本事業の実施に係る対価を受注者に対し、請負契約書に定めるところにより、支払うこととする。

支払方法の詳細事項は、請負契約書（案）のとおり想定している。

（２） 受注者の権利義務に関する事項

市の承諾がある場合を除き、受注者は契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。受注者が、本事業に関して市に対して有する債権は、市の承諾がなければ、譲渡、質権の設定及び担保提供を行うことができないものとする。

（３） 請負契約の締結等

ア) 予想されるリスクと責任分担

市と受注者（落札者）の基本的なリスク分担の考え方は、請負契約書（案）において提示する。

イ) 契約手続きにおける交渉の有無

市は、契約手続きにおいては、入札条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことがある。

請負契約書（案）の解釈について疑義が生じた場合には、市と受注者（落札者）は誠意をもって協議するものとする。

ウ) 請負契約の締結

市は、落札者と入札公告時に公表する入札説明書等に基づき請負契約に関する協議を行い、2019年（平成31年）6月初め頃に仮契約の締結を予定している。なお、仮契約は市議会における議決を経て本契約となる。市議会における議決は、2019年（平成31年）6月末頃を予定している。

落札者の都合により請負契約を締結しない場合、又は入札参加資格要件を欠く事態が生じたことにより落札者との間で請負契約が締結できない場合には、市は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定を適用し、次点落札候補者と仮契約を締結するものとする。

エ) 違約金の支払い

落札者の都合により請負契約を締結しない場合、又は本事業に関連する不正行為等の重大な事由により落札者が指名停止となり請負契約が締結できない場合、落札者は、違約金として落札金額の100分の5に相当する金額を支払うこととする。なお、違約金の詳細は請負契約書（案）を参照のこと。

オ) 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札に係る費用については、全て入札参加者の負担とする。

第4 その他本事業の実施に関し必要な事項

1 情報の公表

今後の公表資料等については、基本的に、以下のホームページ等において行うものとする。

伊丹市ホームページ：

<http://www.city.itami.lg.jp/i/SOSIKI/anzenanshinsesakusuishinhan/index.html>

2 担当部局

本事業の事務局は下記の通りである。

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番 伊丹市役所 5階

伊丹市安全・安心施策推進班

電話番号：072-784-8120

電子メール：anzen-suishin@city.itami.lg.jp

3 問合せ・メール等について

質問やご意見、見学会・説明会の参加等、提出頂く個人情報は、本事業における質問やご意見等の回答や連絡のための利用を目的とし、それ以外の利用・提供を行うことはありません。

なお、携帯、スマートフォンの電子メールを利用する場合、docomo、au、softbankなど各キャリアのセキュリティ設定によっては、メールが正しく届かない場合があります。併せて、本市ではスパムメール（迷惑メール）対策を行っており、送信頂いたメールが届かない場合があります。送信にあわせて、電話等で直接お問い合わせください。